

2024年4月1日

店舗・施設様

Setouchi Vélo 協議会 事務局  
本州四国連絡高速道路株式会社

## 「Setouchi Vélo スポット」登録店舗・施設の募集について（お知らせ・お願い）

Setouchi Vélo 協議会（以下「当協議会」という。）は、国、地方公共団体、経済団体、広域DMO、本四高速で2022年10月に設立し、現在、76団体（構成：23団体／参加：53団体）で活動しております。

当協議会では、瀬戸内地域及びその周辺地域（以下「瀬戸内地域等」という。）を、環境に配慮した、安全で快適な、世界にも認められる「サイクリングの推進エリア」に育てることにより、瀬戸内地域のブランド価値の向上を図り、瀬戸内地域等の持続的な地域振興を実現することを目的とし、相互に連携、協力をしております。

この度、当協議会ホームページ（URL：<https://setouchivelo.jp/>）において、「Setouchi Vélo スポット（サイクリング・スポット・スポット(以下「CSS」という。))」として登録・紹介させていただける店舗・施設様を募集しております。

この機会に、瀬戸内地域等で登録概要「3. 登録要件」内のサービス内容のうち、1つ以上のサービスを提供している店舗・施設様に是非ご参加いただきたくお知らせいたします。

なお、登録・ホームページへの掲載に関しましては、**無料**です。

上記趣旨にご賛同いただける店舗・施設様で、「Setouchi Vélo スポット（CSS）」への登録・紹介を希望される方は、「Setouchi Vélo スポット（CSS）」登録概要」をご確認のうえ、登録いただきますようお願いいたします。

登録に係る問い合わせ先  
Setouchi Vélo 協議会 事務局  
MAIL：[info@setouchivelo.jp](mailto:info@setouchivelo.jp)  
(土日祝・12/29～1/3を除く 9:00～17:00)

## 「Setouchi Vélo スポット」登録概要

### 1. 「Setouchi Vélo スポット (サイクリング・スポット・スポット(以下「CSS」という。))」について

「Setouchi Vélo スポット (CSS)」とは、サイクルラックの設置や空気入れの貸与など従来のサイクリストを支援する形にこだわらず、沿線地域がおもてなし精神に基づき、創意工夫を凝らしてサイクリストを様々な形で支援、応援していただける施設や店舗・飲食店等のことである。

「Setouchi Vélo スポット (CSS)」として登録することで、安心して快適なサイクリングを楽しむことができるよう、受入環境の向上を図り、瀬戸内地域等を地域や地元の皆様に支えられるサイクリングの推進エリアとしていくことを目的とする。

### 2. 登録方法

- 1) 「【Setouchi Vélo スポット (CSS)】登録申請フォーム (URL : <https://form.run/@mmlab-ZYoIikXJhlCujjNHIB1l>)」より、ご登録頂きますようお願いいたします。



【Setouchi Vélo スポット】  
登録申請フォーム

- 2) 登録期限：随時募集中

- 3) 登録費用：無料

※登録申請にかかる費用等（データ通信費含む）は登録店にてご負担ください。

### 3. 登録要件

- 1) 9 県（兵庫県・岡山県・広島県・山口県・鳥取県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県）に所在すること
- 2) 登録申請に記載のサービス内容（修理工具や自転車用空気入れの貸出、駐輪スペースの無料提供提など）の中で、1つ以上のサービスを提供できること

#### <サービス内容>

- |                |               |             |
|----------------|---------------|-------------|
| ①自転車修理工具の貸出    | ②自転車用空気入れの貸出  | ③レンタサイクル    |
| ④サイクルラックの設置    | ⑤飲食・物販（食品）等   | ⑥Wi-Fiの利用   |
| ⑦荷物預かり・コインロッカー | ⑧シャワー・お風呂利用   | ⑨自転車持込等宿泊施設 |
| ⑩荷物受取・発送サービス   | ⑪駐輪スペース無料提供   | ⑫休憩スペース無料提供 |
| ⑬トイレの無料利用      | ⑭飲料水販売・補充サービス | ⑮飲食時の各種サービス |
| ⑯マップ配布等情報提供    |               |             |

3) 「Setouchi Vélo スポット (CSS)」ステッカー掲出にご協力いただけること

ステッカーイメージ



4) Setouchi Vélo ホームページへの情報掲載など、広報・取材にご協力いただけること

5) 別紙-2「Setouchi Vélo スポット (CSS)」規約に同意いただけること

以 上

## 「Setouchi Vélo スポット (CSS)」規約

本規約は、「Setouchi Vélo スポット (サイクリング・スポット・スポット(以下「CSS」という。))」に登録される店舗・施設 (以下、登録店) について定めたものです。以下をよくお読みいただき、同意の上、登録申請してください。なお、登録申請された場合は、本規約に同意したものとみなします。また、登録店は本規約に従うものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。

### 1. 登録申請について

- ・登録店は、自己の責任において登録するものとします。登録申請にかかる費用等(データ通信費含む)は登録店の負担とします。
- ・登録申請は、「Setouchi Vélo 協議会」の専用の「【Setouchi Vélo スポット (CSS)】登録申請フォーム」より行ってください。お電話、メールなどでの申請は受け付けておりませんのでご了承ください。
- ・申請後、Setouchi Vélo 協議会事務局 (以下、事務局) が情報確認・取材のため、ご連絡させていただく場合がございます。一定期間ご連絡がつかない場合は、登録申請を受理できない場合がございます。
- ・登録にあたっては、事務局が「登録要件」に沿って審査をさせていただきます。要件を満たさない場合は、登録にいたらない場合がございますのでご了承ください。

### 2. 店舗・施設情報の提供

- ・本制度への登録申請にあたり、提供された情報の全部または一部について虚偽、誤記等があった場合、登録申請を受理できない可能性がございます。
- ・登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局 (info@setouchivelo.jp) までご連絡ください。

### 3. 登録店について

以下にあてはまる登録店は、「Setouchi Vélo スポット (CSS)」登録を受理いたしかねます。また、登録後であっても、登録を取り消す場合がございます。

- ・登録要件を満たさない登録店
- ・サイクリストの来店を歓迎しない登録店
- ・公序良俗に反すると事務局が判断する登録店
- ・反社会勢力に所属または関与していると事務局が判断する登録店
- ・一定期間事務局との連絡が取れない登録店
- ・本制度の運営を妨げる行動がみられる登録店

### 4. 登録要件

- ・「Setouchi Vélo スポット (CSS)」ステッカー掲出にご協力いただけること
- ・Setouchi Vélo ホームページへの情報掲載など、広報・取材にご協力いただけること
- ・9 県 (兵庫県・岡山県・広島県・山口県・鳥取県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県) に所在すること。
- ・登録申請に記載のサービス内容 (修理工具や自転車用空気入れの貸出、駐輪スペースの無料提供提など) の中で、1 つ以上のサービスを提供できること
- ・「Setouchi Vélo スポット (CSS)」規約に同意いただけること

## 5. 禁止事項

本制度への参加に際しては、以下の行為を禁止します。事務局は、登録店が以下に該当する行為を行ったと判断した場合には、事前に通知することなく、登録を取り消したり、登録店のデータを一時的に非公開もしくは削除したりすることがあります。

- ・本制度の運営を妨げる行為
- ・本規約及び登録要件に違反する行為
- ・他人に迷惑、不利益、損害、または不快感を与える行為
- ・他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を害する行為
- ・他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- ・他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- ・公序良俗に反する行為
- ・応募に使用する SNS の利用規約その他各規定に違反する行為

## 6. 免責事項

- ・事務局は、本制度に関連して生じた登録店の損害について、事務局の故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。
- ・事務局は、本制度に関連して生じた登録店間または登録店と第三者の間におけるトラブルについて一切の責任を負わないものとします。

## 7. 本規約の変更

事務局は、必要と判断した場合には、本規約を変更することができるものとします。

## 8. 個人情報の取扱い

本制度にあたってご提供いただいた個人情報等は、以下の目的でのみ使用いたします。

- ・登録に関する連絡
- ・制度運用に関する連絡
- ・「Setouchi Vélo スポット (CSS)」ステッカーの発送 (発送業者への情報提供)

## 附 則

1. この規約は、令和6年1月18日から施行する。